

# 高齢者虐待の防止のための指針

美深町地域包括支援センター

(令和6年3月)

## 1 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

美深町地域包括支援センター（以下「当センター」という。）では、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為を加えることまた、正当な理由なく身体を拘束すること。

### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的な苦痛を与えることその他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3 高齢者虐待防止検討委員会に関する事項

当センターでは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### （1）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### （2）高齢者虐待防止検討委員会の構成員

・委員長は管理者が務める。

- ・委員は、当センター職員で構成する。
- ・虐待の防止に関する措置を実施する担当者は管理者が務める。

### (3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上の開催とする。
- ・委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱い内容が相互に関係がある場合には、当センターが開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

## 4 高齢者虐待の防止のための職員研修

当センター職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待を防止することを目的に年1回以上実施し、研修の実施内容を記録する。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方針に関する基本指針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに当センター内で共有し、解決につなげられるよう努める。
- (2) 当センター内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (3) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」および「高齢者虐待対応マニュアル(北海道)」ならびに「美深町高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて対応する。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて町の関係窓口や社会福祉協議会等と連携し支援を行う。

## 8 虐待等に係る苦情解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

## 9 指針の公表

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等に参加し高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附則

この指針は、令和6年3月 日より施行する。